

社会福祉法人武蔵野 桜堤ケアハウス指定居宅介護支援事業所運営規程

(平成 13 年 3 月 23 日)

(規 程 第 7 号)

改正 〔平成 14 年規程第 10 号 平成 15 年規程第 12 号 平成 16 年規程第 6 号
平成 17 年規程第 11 号・平成 17 年規程第 12 号 平成 18 年規程第 13 号
平成 18 年規程第 18 号 平成 19 年規程第 12 号 平成 19 年規程第 15 号
平成 22 年規程第 11 号 平成 25 年規程第 7 号 平成 26 年規程第 5 号
平成 27 年規程第 8 号 平成 30 年規程第 6 号 令和 3 年規程第 11 号〕

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人武蔵野が開設する桜堤ケアハウス指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業及び地域包括支援センターから受託した介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し適切な居宅介護支援サービスを、又は要支援状態にある高齢者に対し適切な介護予防支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な介護保険サービスが、多様な事業者から総合的、かつ効率的に提供されるよう公平公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉資源との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 桜堤ケアハウス指定居宅介護支援事業所

(2) 所在地 東京都武蔵野市桜堤 1 丁目 9 番 9 号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名（常勤職員（主任介護支援専門員））

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1 名以上（常勤職員又は非常勤職員）

介護支援専門員は、利用者の選択に基づき適切な居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービス（以下「支援サービス」という。）、その他のサービス提供を調整する。

(3) その他の従業者は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な業務を行う。

一部改正〔平成 14 年規程第 10 号 15 年規程第 12 号 16 年規程第 6 号
17 年規程第 11 号・17 年規程第 12 号 18 年規程第 13 号 18 年規程第 18 号
19 年規程第 12 号 19 年規程第 15 号 22 年規程第 11 号 25 年規程第 7 号
26 年規程第 5 号 27 年規程第 8 号 30 年規程第 6 号 令和 3 年規程第 11 号〕

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (3) 後方支援施設の活用により 24 時間連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第 6 条 通常の事業の実施地域は武蔵野市内とする。

(支援サービスの提供方法、内容及び利用料)

第 7 条 支援サービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働省大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料は徴収しない。

- (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の希望を把握するとともに、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画の原案を作成する。利用者に当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供するとともに、複数のサービス事業者の紹介を求めることが可能であることを説明し、サービスの選択を求める。サービス担当者会議を経て、居宅サービス計画の原案及びサービス事業者の選択に関して、当該サービス事業者を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めることが可能であることを説明し、利用者の同意を得た上で、居宅サービス事業者等との連絡調整を行う。なお、課題の分析は事業所所定の分析方式を用いる。

利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、施設への紹介その他の便宜を提供する。

- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画書の作成後、利用者及びその家族に内容について説明し同意を得て交付する。また指定居宅サービス事業者の担当者にも居宅サービス計画書を交付し、交付後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、訪問等により利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも 1 カ月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 少なくとも 1 か月に 1 回、モニタリングの結果を記録すること。

- (3) 介護支援専門員は、新たにサービス計画を作成した際、また利用者の要介護度等の変更等があった場合、その他必要に応じサービス担当者会議等を開催し、意

見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることが出来るものとする。

(4) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の居宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等については、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(5) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図る。

2 事業所は正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。但し、利用希望者に対して指定居宅介護支援の提供が困難と認めた場合、当該利用者を担当する地域包括支援センター等と連携し必要な措置を講じる。

3 事業所が指定介護予防事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受ける場合は、介護保険法及び関係法令等の規定に基づき指定居宅介護支援に準じて業務を行う。

4 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要して交通費は、その実額を徴収することが出来るものとする。

5 前項の費用に支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

一部改正〔平成 15 年規程第 12 号・26 年規程第 5 号・27 年規程第 8 号・30 年規程第 6 号〕

（医療機関との連携）

第 8 条 指定居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼する。

2 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなくてはならず、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画書を交付する。

3 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリングの際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、利用者の同意を得て主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う。

追加〔平成 30 年規程 6 号〕

（緊急時等における対応方法）

第 9 条 従業者は利用者の居宅を訪問中等に事故が発生した場合や、利用者の健康状態が急変した場合、その他必要な場合は予め届出のある緊急連絡先へ速やかに連絡すると共に、利用者のかかりつけの医師に連絡を取る等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。

2 事業者は利用者の居宅を訪問中等に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講じる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

3 従業者が利用者の居宅を訪問中等に事故等が発生した場合、事業者は、東京都、保険者が定めた事故報告基準に基づき保険者に報告する。

4 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を

継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- ・事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(令和6年3月31日までは努力義務)

追加〔平成27年規程第8号〕

一部改正〔令和3年規程第11号〕

(個人情報の保護等)

第10条 従業者は、社会福祉法人武蔵野個人情報保護規定を遵守し、業務上知りえた利用者及びその家族等並びに成年後見人等に関する個人情報等の秘密を漏えいしないように守秘する(以下、守秘義務という)。また、本人の同意なく第三者へ情報提供しない。

2 事業所は、従業者が退職後も守秘義務を果たすよう必要な措置を講じる。

3 事業者は、利用者及びその家族ならびに成年後見人等の同意に基づき、地域包括支援センター及びサービス提供事業者等によるサービス担当者会議等に、利用者及びその家族等並びに成年後見人等の個人情報等必要な情報を提供することが出来るものとする。

4 事業所は利用者及びその家族等並びに成年後見人等の同意に基づき、介護報酬請求等の事業所の管理運営上必要な範囲において、情報を使用することが出来る。

追加〔平成27年規程第8号〕

(ハラスメント対策の強化)

第11条 事業者は、適切な居宅介護支援事業の提供を確保する観点から、職場並びに居宅等において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることに努める。

追加〔令和3年規程11号〕

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じることに努める。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ・虐待の防止のための指針を整備すること
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(令和6年3月31日までは努力義務)

追加〔令和3年規程11号〕

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第13条 事業所は当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又まん延し

ないように次の各号に掲げる措置を講じること努める。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね 6 か月 1 回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ・介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務）

追加〔令和 3 年規程 11 号〕

（その他運営についての留意事項）

第 14 条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため採用時及び継続的に研修を行うこととする。

（1）採用時研修 採用後 1 か月以内

（2）継続研修 年 2 回以上

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人武蔵野理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

3 この規定を改正するときは、社会福祉法人武蔵野理事長の決裁を経るものとする。

追加〔平成 27 年規程第 8 号〕

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、準備要介護認定等に係る準備居宅サービス計画の作成等については、平成 11 年 10 月 1 日から行うものとする。

付 則（平成 14 年 5 月 15 日規程第 10 号）

この規程は、平成 13 年 4 月 4 日から施行する。

付 則（平成 15 年 4 月 1 日規程第 12 号）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年 4 月 7 日規程第 6 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 4 月 5 日規程第 11 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 6 月 23 日規程第 12 号）

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年 4 月 24 日規程第 13 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年 6 月 9 日規程第 17 号）

この規程は、平成 18 年 6 月 9 日から施行する。

付 則（平成 18 年 12 月 20 日規程第 18 号）

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 4 月 2 日規程第 12 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 4 月 24 日規程第 15 号）
この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 11 号）
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 4 月 1 日規程第 7 号）
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 4 月 1 日規程第 5 号）
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 4 月 1 日規程第 8 号）
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 4 月 1 日規程第 6 号）
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 4 月 1 日規程第 11 号）
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。